

地域特産物産地づくり支援対策事業実施要領

(目的)

第1 地域特産物産地づくり支援対策事業(以下「本事業」という。)は、本県の地域特産物である「葉たばこ、茶及びそば」をはじめ、「小豆・あわ・きび」及び「なたね、シモン芋、ヤーコン、薬用作物等の特用作物」のブランド化を図るため、生産から販売に至るまでの推進事業及びそれに係る必要な条件整備などを総合的に実施することを目的とする。

(事業実施の根拠)

第2 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(平成24年4月1日施行・以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業内容等)

第3 本事業の事業内容、事業主体、補助率及び採択基準等は、別紙1のとおりとする。

(事業実施計画の承認申請)

第4 要項第3条の事業実施計画書は、様式1及び様式2によるものとする。

(事業実施計画の変更申請)

第5 要項第5条第1項の事業実施内容の変更は、様式1及び様式2によるものとする。

(補助金等の交付申請)

第6 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、様式1及び様式2によるものとする。

(補助金等の変更交付申請)

第7 要項第8条第2項の事業変更計画書は、様式1及び様式2によるものとする。

(補助金等交付決定前着工)

第8 要項第9条に規定する補助金等交付決定前着工承認申請書は、様式3によるものとする。

(実績報告)

第9 要項第13条第2項第1号の事業実績報告書は、様式2及び様式4によるものとする。

(補助金等の請求)

第10 要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払又は前金払を受けようとする場合は、補助金概算払(前金払)請求明細書(様式5)を添付するものとする。

(財産処分の制限)

第11 要項第17条に規定する別に定める期間は、別紙2に定める期間とする。

(雑則)

第12 事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月28日から施行する。

様式1 (第4、第5、第6、第7関係)

〇〇年度地域特産物産地づくり支援対策事業実施(変更)計画書(但し、条件整備(茶園台切り更新)は除く)

第1 事業の概要

市町村名			実施地区名			
事業主体名 (代表者氏名)			受益農家数	戸	内認定農業者	人
			受益面積	a	内認定志向者	人
事業の目的	市町村及び地域の現状、問題点や課題、事業実施の必要性及び事業実施の目的(期待される事業効果)等について、記述すること。					
事業の内容	事業種目名	事業内容		事業量(面積、台数等)		備考
総事業費 (円)		補助対象事業費 (円)	県補助金 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	
うち消費税等相当額 ()						

複数の事業種目等があり、受益農家数等が異なる場合は、備考欄に種別ごとに記入すること。

事業着手・予定年月日及び事業完了・予定年月日

年 月 日着手・予定
年 月 日完了・予定

第2 対象品目の作型及び施設等の利用計画

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考

播種、定植、収穫、摘採など (その他必要な作業・事項も、記号等によって適宜示すこと 特に導入施設・機械関連作業)

第3 事業効果（現状及び5年後の目標）

共通様式

効果指標	現状（ 年度）	目標（ 年度）	備考（左の効果の考え方・根拠）

（注）1 「効果指標」については、単価（円/kg）、収量向上（kg/10a）、販売額（円/10a）、労働時間等の指標を記入し、備考欄には効果の考え方・根拠を記述すること。

2 「効果指標」が複数ある場合は、行を追加して記入すること。

3 「現状」の欄は、把握している直近の数字を記入。「目標」は5年後とする。

第4 受益農家一覧

番号	氏名	現状（ 年度）		目標（ 年度）		年齢	労働力 （人）	認定農業者 の認定状況 （認定年 度）	後継者の有 無 （有の場合 は年齢、就 農年度等）	備考
		事業対象品目の作付面積（a）		事業対象品目の作付面積（a）						
			うち受益面積		うち受益面積					
計										

（注） 1 「現状」の欄は、把握している直近の数字を記入。「目標」は5年後とする。

第5 推進事業の内容等

(1) 協議会の構成

構成員		備考
氏名	所属・職名	

(注) 市町村、農業委員会、JA、生産組織の代表者等で構成すること。

(2) 協議会の開催計画

開催時期	参集範囲	協議内容	備考

(3) 振興計画の策定

振興計画の名称	策定時期	策定内容	作成部数	配布対象者	備考

(4) 調査等の実施計画(先進地研修会含む)

調査地	対象者	調査時期	調査目的及び内容	調査結果の活用方法	備考

(5) 実証展示圃の設置

実証、試験等の名称	設置場所	対象作物	面積(a)	対象農家数	管理主体	実証、試験等の目的及び内容	備考

(6) 販路拡大、消費宣伝活動

販路拡大、消費宣伝等の名称	実施時期	場所	内容(詳細に記入)	参加予定人員・対象	備考

(7) その他ブランド化、安全安心な農産物提供に向けた取組等

取組の名称等	実施時期	場所	内容(詳細に記入)	参加予定人員・対象	備考

第6 年度地域特産物産地づくり支援対策事業（推進事業）に関する内訳明細書

（単位：円）

区分		総事業費	農作業技術 経営等記録 作成賃金	報償費 講師等謝金	費用弁償	役務費	旅費 (普通旅費)	消耗品費	印刷製本費 資料費	会場賃借 料	委託料	その他	備考
	計画												
	算出 基礎												
	実績												
	算出 基礎												
	計画												
	算出 基礎												
	実績												
	算出 基礎												
合計	計画												
	実績												

（注）算出基礎欄には、事業量等の積算基礎を記入すること。また、消費税が分かるように記入すること
印の項目は、必要最小限にとどめること。

添付資料

- 1 事業実施地区の位置図（役場、農協等の位置、施設の設置場所、受益地等を示したもの）、受益地の形状や位置関係等が分かる詳細な地図
- 2 機械・施設等の規模決定根拠
- 3 機械・施設等の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書、導入機械・施設等のカタログ
- 4 規約（事業主体が農業協同組合の場合を除く）
- 5 その他説明資料

様式2（第4、第5、第6、第7、第9関係）

〇〇年度地域特産物産地づくり支援対策事業（条件整備（茶園台切り更新））事業（事業計画、変更計画、実績）書

第1 事業の目的

市町村及び地域の現状、問題点や課題、事業実施の必要性及び事業実施の目的（期待される事業効果）等について、記述すること。

第2 事業の概要

市町村名		実施地区名			
事業主体名 (代表者氏名)		受益農家数	戸	内認定農業者	人
				内認定志向者	人
		受益面積	m ²		
補助金額		円			

事業着手・予定年月日及び事業完了・予定年月日

年 月 日着手・予定
年 月 日完了・予定

様式3(第8関係)

番 号
年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 様

住所

(申請者)

氏名

年度地域特産物産地づくり支援対策事業補助金等
交付決定前着手承認申請書

年度地域特産物産地づくり支援対策事業について、別記条件を了知のうえ、交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業量
- 3 事業費
- 4 事業主体
- 5 着工予定年月日
- 6 竣工予定年月日
- 7 補助金等交付決定前着手を必要とする理由
- 8 工程表

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式4（第9関係）

〇〇年度地域特産物産地づくり支援対策事業実績報告書（但し、条件整備（茶園台切り更新）は除く）

第1 事業の実績

市町村名			実施地区名			
事業主体名 (代表者氏名)			受益農家数	戸	内認定農業者 内認定志向者	人 人
			受益面積	a	対象作物	
事業の目的	市町村及び地域の現状、問題点や課題、事業実施の必要性及び事業実施の目的（期待される事業効果）等について、記述すること。					
事業の内容	事業種目名	事業内容		事業量（面積、台数等）	備考	
総事業費 (円)		補助対象事業費 (円)	県補助金 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	
うち消費税等相当額 ()						

複数の事業種目等があり、受益農家数等が異なる場合は、備考欄に種別ごとに記入すること。

第2 事業着手年月日及び事業完了年月日

年 月 日着手
年 月 日完了

添付資料

- (1) 当該作物の振興計画を添付すること。
- (2) 推進事業を実施した場合は、様式1の第5及び第6を添付すること。
- (3) 条件整備事業を実施した場合は、出来高設計書を添付すること。
- (4) その他説明資料

様式5（第10関係）

年度地域特産物産地づくり支援対策事業費補助金概算払（前金払）請求明細書

市町村名：

事業種目	事業主体	事業費	補助金（A） （交付決定額）			補助金中 9割相当額			既受領額（B）				今回請求額（C）				残額(A)-(B)-(C)				事業完了予定 年月日	備考 （事業進捗 状況 （%））
			県費	冊	計	県費	冊	計	金額			出工 来 高事	金額			出工 来 高事	金額			出工 来 高事		
									県費	冊	計		県費	冊	計		県費	冊	計			
			冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	%	冊	冊	冊	%	冊	冊	冊	%		
合計																						

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

熊本県 広域本部 地域振興局 農林（水産）部 農業普及・振興課長 印
 （熊本県 県央広域本部熊本農政事務所 農業普及・振興課長 ）

別紙 1 (第 3 関係)
 地域特産物産地づくり支援対策事業

事業種目	事業の内容	事業対象作物	事業主体	補助率	採 択 基 準
1 推進事業	<p>各地域における特産物のブランド化、消費者へ安全安心な農産物提供に向けた活動を支援する。</p> <p>協議会の開催 作物振興計画の策定 実証展示圃の設置 先進地研修会の開催 販路拡大、消費宣伝活動 その他ブランド化、安全安心な農産物提供に向けた取組等</p>	<p>葉たばこ 茶 そば 小豆 きび あわ なたね(油料用) ごま シモン芋 ヤーコン 薬用作物 サンショウ ギンナン 加工用かんしょ</p>	<p>市町村 農業協同組合 市町村・農業協同組合等が組織する団体 農業者の組織する団体等(但し、1戸1法人は除く)</p>	<p>1 推進事業及び 2 条件整備事業</p> <p>3分の1以内 ただし、2 共同利用施設整備のうち茶園被覆資材の導入については、2分の1以内とする 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする(ただし、2 共同利用施設整備のうち茶園被覆資材の導入については、2分の1以内)</p> <p>2 条件整備事業 上限15千円/10aの定額補助とする</p>	<p>本事業を実施する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象作物の振興計画が策定されていること又は策定が見込まれること(市町村又は団体等が策定するもの) 2 受益者の中に、原則として認定農業者又は認定を志向する農業者が含まれていること 3 受益戸数は、3戸以上とする 4 小規模土地基盤整備については、受益面積1ヘクタール未満とし、新植についてはその限りではない 5 新植及び改植は永年作物に限る 6 農作物被害防止施設については、4ヘクタール未満とする 7 共同利用機械整備は、原則として1台当たり取得価格50万円以上の機械を対象とする 8 共同利用機械整備の附帯機械については、本体と同時に導入する場合に限る 9 共同利用機械整備の機械の機能強化については、事業費が30万円を超える場合に限る
2 条件整備事業	<p>事業効果が十分発現することが見込まれること。</p>				
小規模土地基盤整備	圃地改良(区画整理、天地返し、暗渠等)、新植及び改植				
共同利用施設整備	共同育苗施設及び栽培施設(パイプハウス及び茶園被覆資材に限る)、農作物被害防止施設及びその附帯施設、その他省エネに係る施設				
共同利用機械整備	乾燥調製機械、処理加工機械、集出荷貯蔵用機械、定植機、作業管理機、土壌消毒機、溝掘り機、堆肥散布機、防除機、収穫機、その他専用管理機械・省エネ機械及びその附帯機械、機械の機能強化				
茶園台切り更新	ハンマーナイフモア等の機械を使用して、地際から地上15センチメートルまでの高さで茶樹を切断する茶園の台切り更新				

別紙 2 (第 1 1 関係) 財産処分の制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間 (年)
施設整備等の分類	財産の名称、構造等	
小規模土地基盤整備	園地改良 (区画整理、天地返し、暗渠等) 新植・改植	8 年 1 5 年
共同利用施設	パイプハウス	8 年
	農作物被害防止施設 共同育苗施設及び栽培施設に係る機械器具	7 年
共同利用機械	乾燥調製機械、処理加工機械、集出荷貯蔵用機械、定植機、作業管理機、土壌消毒機、溝掘り機、堆肥散布機、防除機、収穫機、その他専用管理機械	7 年

その他の財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則 (昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号) 第 5 条に定める期間を準用する。